

○防衛省告示第 号

防衛省の所管に属する補助金等の事務委任の範囲及びその委任を受ける者を定める省令（平成十九年内閣府令第三号）に基づき、及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）を実施するため、防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則の一部を改正する告示を次のように定める。

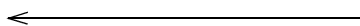
令和 年 月 日

防衛大臣 浜田 靖一

（案）

防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則の一部を改正する告示
防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則（平成十九年防衛施設庁告示第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。



改正後	<p>「条を削る。」</p>
改正前	<p>(經由) <u>第十條</u> この規則の規定又はこの規則の規定に基づいて付された条件により北海道防衛局長又は九州防衛局長に申請、申請の取下げ若しくは報告をし、又は当該地方防衛局長の承認を受けようとする者は、その住所の所在地が帯広防衛支局又は熊本防衛支局の管轄区域内にあるときは、当該地方防衛支局の長を經由して行わなければならない。</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。